

議案第 49 号

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 4 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、子どもの利用促進を図る必要があるため、
本条例案を提出するものである。

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

箱根町老人福祉センターやまなみ荘条例の一部を改正する条例(平成 28 年箱根町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「150 円」を「100 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。